

中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する法律案概要

目 的

現下の経済状況において、労働者の正規労働者^(※1)としての雇用に伴う社会保険料^(※2)に係る中小企業者の負担が中小企業者が新たに労働者を正規労働者として雇い入れることを阻害する要因の一つとなっていること等に鑑み、本法の施行日から5年以内に新たに労働者を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者^(※3)に対して中小企業正規労働者雇入臨時助成金を支給するための措置を講ずることにより、労働者の正規労働者としての雇用に伴う中小企業者の経済的負担の軽減及び労働者の正規労働者としての就業の機会の増大を図ること。

(※1) 正規労働者：期間の定めのない労働契約を締結し、かつ、所定労働時間が労働に従事する事業所における通常の労働時間である労働者であって、派遣労働者以外のもの

(※2) 社会保険料：健康保険法、介護保険法、労働保険の保険料の徴収等に関する法律、厚生年金保険法、船員保険法、私立学校教職員共済法等による保険料、掛金等

(※3) 中小企業者：一定の規模以下の営利を目的としない法人を含む。

中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給

○対象となる中小企業者（＝対象中小企業者）

本法の施行日から5年以内に新たに労働者（正規労働者から正規労働者への転職者は除く。）を正規労働者として雇い入れ、その雇用する正規労働者の数を増加させた中小企業者（雇入れ前1年以内に事業主都合による離職者がいる中小企業者等を除く。）^(※4)

(※4) モラルハザードを防ぐ観点から、経済産業省令において、支給がふさわしくない場合（吸収合併によって見かけ上の正規労働者を増加させた場合等）は対象とならないよう要件を規定

○中小企業正規労働者雇入臨時助成金の額

一月につき、対象中小企業者が労働者を正規労働者として雇い入れた日後初めて納付すべき当該労働者に係る社会保険料の額のうち当該対象中小企業者が負担すべき額の合計額の2分の1に相当する額を基本とした額

○中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給期間

対象中小企業者が正規労働者として雇い入れた労働者のそれぞれにつき、当該労働者の雇入月の翌月から10年間（それより前に当該労働者が離職をしたときは、離職月の翌月までの間）を基本とした期間

○独立行政法人中小企業基盤整備機構への事務の委託

中小企業正規労働者雇入臨時助成金の支給に関する事務の全部又は一部は、独立行政法人中小企業基盤整備機構に行わせること。

施行期日

本法は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。